日本ユーラシア協会とは

旧ソ連邦に住む諸国民との相互理解と友好を進める（旧）日ソ協会の統一した名称です

日本とユーラシア
JAPAN-EURASIA SOCIETY

愛知版　No. 660
（ニュース、投稿は下記へ）
〒461-0004
名古屋市東区葵1-22-26
日本ユーラシア協会愛知県連合会
電話　052-508-4368

メールアドレス　eurasia_aichi@yahoo.co.jp　ホームページ　https://eurasia-aichi.beet.jp

<<НЕТ　ВОЙНЕ!>>

報告　「ワールドコラボフェスタ」
環境にも意識した国際交流　大成功

雨空を気にしながら10月26日（土）・27日（日）栄オアシス21広場にて第21回ワールド・コラボ・フェスタが開催されました。

この集いでは参加団体による活動紹介、物品販売、ワークショップ、クイズラリーなどを展開する45団体による「一般ブース」、そして世界の歌や踊り・楽器演奏などのパフォーマンスや、環境・貧困などの地球課題について一緒に考えトークを展開する29団体による「ワールドステージ」が開催されました。

さらに各ブースを廻り、その団体の国際色豊かな質問に答え（10ブース回り）抽選会に参加し豪華な食事券や空くじなしの景品をゲットできる事。

更に昨年迄なかったおいしいものが当たる「美味しい抽選会」、さらに「ワールド・コラボ・フェスタ24」の最後のお楽しみは 大抽選会です。この大抽選会の景品はアジア地方の「エアーチケットペア券」等々が当たる豪華な抽選会の景品内容です。

そして本年は「地球環境」問題を意識した内容も取り入れました。

この「世界大交流」のイベントを主催者の一員として感じたことは今日の世界混乱期の中で「平和を自らの義務」と課すことです。

私共「協会」としては 合唱団「ミール」がステージ出演し、日頃の練習を背にウクライナ民謡等を合唱し、多くの来場者から喝采を浴び楽しむひと時を過ごしました。

尚この「ワールド・コラボ・フェスタ」には 愛知県や中部地方から子供さん方を含め約６１，０００人が来場されました。

理事長　安原　勝彦

ワールド・コラボ・フェスタ2024
合唱団「ミール」による演奏の様子

愛知県連後援　1月10日開催
ロシア芸術「銀の時代」の響きを聴こう！
ロシア生活にまつわるトーク付きコンサート

1月10日（金）の夜に、20世紀ロシア・ピアノ音楽史に輝く巨星、ニコライ・メトネル（１８８０～１９５１）の生誕１４５周年に寄せた演奏会を開催します。

演奏会タイトルの「薔薇が萎れる時に」は、ロシア語では《Лишь розы увядают…》。「お？これは確かプーシキンの詩では？」とピンときた方もいらっしゃるかもしれません。

19世紀末から１９２０年代頃、ロシアでは文学、美術、演劇、バレエ、音楽などのあらゆる芸術が目覚ましく花開きました。「銀の時代」と呼ばれるその時期の真っ只中に、メトネルはモスクワに生まれ育ち、作曲家兼ピアニストとして活躍しました。本公演では、着想から約45年の歳月を経て完成し「神に献呈した」という遺作のピアノ五重奏曲を中心に、さまざまな時期・ジャンルから抜粋した作品たちをアラカルトでご紹介いたします。聖書や文学作品などからインスピレーションを得て書き留められた音楽からは、美しい自然風景や、人間が持つあらゆる感情が揺れ動く様が透けて見え、感動すること間違いなしです。

近年メトネルの音楽は再評価が進み、世界中で急速に演奏機会が増加しています。同時代の芸術家であるラフマニノフはかつて、メトネルに対し「あなたの時代はやってくる。私はそう確信している」と言いました。それから約１００年の時を経た今私たちは、その言葉の真実性の証人となる喜びを与えられているのかもしれません。

プレトークには、私と同時期にモスクワに留学していた音楽学者と正教神学者の友人が登壇し、３人でロシア生活の思い出なども語ります。またヴィオラを担当する江頭摩耶さんは、かつて愛知県連のロシア語講座に通われていた方です。ぜひ皆様お誘い合わせの上、ご来場ください！

会員　斎藤　もも

報告　第84回ロシア語検定試験が行われました

10月26日（土）、10月27日（日）に、第84回ロシア語検定試験が行われました。今回は１級５人、２級５人、３級11人、４級20人の、あわせて41人の申込者となり、今年５月に実施された第83回の申込数23人（３・４級のみ）を大きく上回る申込みを受け付けました。

各級とも10代、20代から50代など幅広い年齢の方々が試験に挑まれ、もっとも多い受験者の集まった４級会場では、試験前に《Удачи!成功を祈る!》と声を掛け合う姿がみられるなど、共に学ぶ相手がいるという楽しさと緊張感のどちらも感じられる様子でした。

試験会場に設置、受験者へのアナウンスをしたロシア語講座の案内を持ち帰る方も多く、このような機会こそ、より多くの催し物の案内ができる体制づくりが必要だとも感じられました。

理事　長瀬　宏子

投稿　『「ロシア」はいかにして生まれたか　タタールのくびき』を読んで

ふらっと立ち寄った図書館で、新しいロシア史の本を見つけて読みましたのでご紹介します。

著者の宮野裕さんはロシア中近世史の研究者で、現在、岐阜聖徳学園大学にお勤めです。

タイトルにある通り、本書ではロシアという国が「タタールのくびき」との関わりの中でいかに生じてきたのか、どのようにしてモスクワがロシアの中心になったのかが描かれています。扱われる時代はおおむね10世紀から15世紀、イヴァン３世の時代までです。モンゴルの勢力が当時のルーシをどのように支配していたのか、それに対しルーシがどう対立、時には利用していたのか、「ルーシ」という集団から「ロシア」という名称、国家がどのように生まれたのか、そして今日ロシアがウクライナの一部を自らの影響圏とみなしている大本の考えはどこにあるのかが考察されています。

私自身、高校での世界史の授業や、その後の学びで「タタールのくびき」のイメージを持ってはいましたが、本書を読み、このキーワードが単純に理解できるものではないこと、そして、必ずしもロシアにとってマイナスの要素だけがあったわけではないことがよく分かりました。専門家の考えに触れ、改めて思いを巡らせることの重要性を感じました。

《書誌情報》
「ロシア」はいかにして生まれたか　タタールのくびき
著者　宮野　裕
NHK出版、２０２３年

理事　川北　巌己

ニコライ・メトネル生誕145周年に寄せて
「薔薇が萎れる時に」

2025年1月10日（金）18:45-19:15プレトーク、19:15-20:45コンサート
電気文化会館　ザ・コンサートホールにて
詳細は本機関紙に同封のチラシをご覧ください。
会員限定価格として、通常3,500円のチケットを2,000円で購入いただけます。（枚数限定）お買い求めの際は愛知県連事務所までお越しください。

12月1日（日）はぜひ
第26回ユーラシアフェスティバルへ

会場：愛知民主会館
11:00～　バザール
12:00～　メインステージ
(13:50～　竹内正実テルミンコンサート)
※スケジュールの変更など、最新情報はホームページをご確認ください。

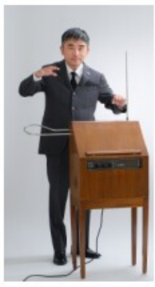

＜お楽しみ抽選会の景品を募集しています＞
- 新品に限る（食品の場合は賞味期限が切れていないもの）
- 〆切は11月27日（水）です。
- ご協力いただける方は、愛知県連事務所まで景品をお持ち込みください。

ロシアにおける性的少数者の人権状況の過去と現在（その４）

日本ユーラシア協会愛知県連合会会長　**杉浦一孝**

２．性的少数者の表現の自由をめぐる今日的課題

（１）「同性愛宣伝禁止法」の制定と表現の自由をめぐる問題（９月号）

（２）ロシア憲法裁判所の限定的合憲判断とその意義

・申立ての理由

アレクセーエフらは、憲法裁判所へのその申立書のなかで、行政的違法行為法第６条の21第１項が定める「未成年者の間での非伝統的な性的関係の宣伝」の禁止には、「合理的な根拠」はなく、それは、ロシア憲法が保障する「個人の尊厳」（第21条第１項）、「法律および裁判所の前での平等」（第19条第１項）、「人間および市民の権利および自由の平等」（同条第２項）、「思想および言論の自由」（第29条第１項）、「あらゆる合法的な手段により、情報を自由に探し、入手し、伝達し、加工し、および流布する権利」（同条第４項）等を侵害するものだと主張します。そして、そのような禁止は、「ノンヘテロセクシュアル（非異性愛）関係」を「不道徳なもの」と非難する「偏見」にもとづくものであり、これは、「ノンヘテロセクシュアル（非異性愛）市民の尊厳の冒瀆」と「性的指向にもとづく差別」をもたらしていると批判するのです。

なお、アレクセーエフは、この申立ての前に、ヨーロッパ人権裁判所に当該規定のヨーロッパ人権条約違反を申し立てました。人権裁判所は、この申立てを受理し、２０１７年６月20日に、当該規定を人権条約違反とする判決を言い渡しました（同年11月13日確定）。この人権裁判所の判決については、次回に紹介いたします。

・限定的合憲判断の基本的内容

さて、憲法裁判所は、上記の申立てに対し、２０１４年９月23日に判決を言い渡し、その主文において、行政的違法行為法第６条の21第１項の規定はロシア憲法に反していないとしました。しかし、この合憲判断には、限定が付けられていました。それは、同法の当該規定をその「憲法上の意味」にもとづいて解釈するとき、すなわち憲法に適合的な解釈をするときに限り、合憲だというのです。

それでは、この限定的合憲判断の基本的内容は、どのようなものなのでしょうか？

憲法裁判所によりますと、行政的違法行為法の当該規定の目的は、「家族および幼年期のような憲法上重要な価値を保護すること、ならびに未成年者の健康、道徳的および精神的発達への危害を防止すること」であり、ここでは、「個人の性的自己決定を含む個人的な自律性の領域への干渉」は想定されていないとのことです。また、当該規定は、「非伝統的な性的関係を禁止し、または公式に非難すること」を目的としているわけではなく、「性的少数者の法的地位に関する問題を公共の場で討議すること」や、性的少数者が「これらの問題に関する自分の意見を表明し、自分たちの権利および法益を擁護する」ために、「公開のイベントを企画し実施すること」などを妨げるものでもない、とされます。憲法裁判所は、このように述べた後、「非伝統的な性的関係を未成年者の間に広めたり、または押しつけたりする情報の流布を目的とする公然たる行為のみが違法と見なされる」としつつ、当該規定は「未成年者の間での非伝統的な性的関係の宣伝」の禁止の「拡大解釈」を許してはいないとして、これを実際に適用する法執行機関（警察署、検察庁、裁判所等）に注意を喚起したのです。

・限定的合憲判断の関係裁判への影響

この憲法裁判所の限定的合憲判断は、すべての国家権力機関（立法機関、執行機関および司法機関）、企業、施設、組織、市民等を法的に拘束するものとされ、申立人アレクセーエフらの確定判決も、これにしたがって見直すことが認められることになりました（アレクセーエフらの再審請求の有無を含めて、本件が後にロシア国内でどのような展開を見せたのかについては調査中）。しかし、いまだ明確さを欠くあいまいな概念を含むこの限定的合憲判断は、当該規定は「未成年者の間での非伝統的な性的関係の宣伝」の禁止の「拡大解釈」を認めていないと指摘したところで、はたして当該規定のその後の恣意的な運用の歯止めとなり得たのでしょうか？

ロシアの司法統計を所管しているのはロシア最高裁判所付置司法行政委員会ですが、今もその公式サイトへのアクセスがブロックされているようですので、若干不正確な点があるにしても、非公式サイト「法情報通信」の統計資料を利用せざるを得ません。

これによりますと、公表初年の２０１６年から２０２２年（当該の行政的違法行為法第６条の21の規定は２０２２年11月24日に改正され、12月５日に施行。）までの約７年間に、この規定にもとづいて審理された事件数は１０８件、そのうち有罪として行政刑罰（行政罰）を科せられた者は42人（全員罰金刑）、無罪判決を受けた者は８人でした。半分以上の事件は、起訴後、何らかの理由により訴訟手続が打ち切られています。これは、訴追側（警察官・検察官）のずさんな捜査・取調べ、すなわち当該規定の恣意的な運用が裁判の過程で明らかになり、途中で訴訟手続を打ち切らざるを得なくなったということなのでしょうか？　もしそうであれば、その憲法裁判所の限定的合憲判断は、一部の下級裁判所の段階においては、当該規定の恣意的な運用の歯止めとなっていると推測できるかもしれませんが、その最終判断は、少なくとも無罪判決や訴訟手続の打切り決定を入手したうえで、その内容を検討し、その結果にもとづいてなされなければなりません。

次回は、憲法裁判所のこのような法的見解を否定し、当該の行政的違法行為法第６条の21の規定のヨーロッパ人権条約違反（表現の自由を保障する第10条違反と差別の禁止を定める第14条違反）を認定した上記のヨーロッパ人権裁判所の判決を紹介いたします。

投稿　ウズベキスタンを訪問して④

教育にみる、その未来は

前回は、ウズベキスタンの人材育成をめぐってダイナミックな動きがあると締めましたが、今回はその関係で学校教育について書きたいと思います。

１９９１年にソ連が崩壊した後、ウズベキスタンは新たな国作りを開始し、教育制度も大きく変わりました。ソ連時代にはロシア語が主な教育言語でしたが、独立後はウズベク語が主な教育言語となり、ウズベキスタンの文化や歴史を学ぶことが重視されるようになりました。また、ソ連時代にはほぼなかった宗教教育も復活、イスラム教徒が多い国ならではの、学校や大学が作られるようになりました。

特別支援学校での授業風景（筆者撮影）

しかし、独立したばかりのウズベキスタンでは、学校の建物や教材が不足している地域が多くありました。特に地方では、十分な教育を受けられない子どもたちが多く、長らく政府は国際的な支援を受けながらこれを改善しようとしてきました。また多くのロシア人教員が帰国してしまったこともあり、ソ連崩壊後「30年の停滞」を学校教育は経験することになります。

現在のウズベキスタンでは、７歳から10歳までの初等教育（小学校）、11歳から15歳までの前期中等教育（中学校）、16歳から17歳までの後期中等教育があり、これを義務教育として定めています。さらに職業訓練校も設置され、その後に大学進学というルートが設定されています。就学率は、初等教育で99％を達成しています。日本との大きな違いは、就学前教育（幼稚園）最後の１年が義務教育に組み込まれている点であり、これはフィンランドの教育をモデルにしたと言われています。

最近の動きとしては、２０２２年の大統領令により大規模な教育改革が実施されていることが挙げられます。これは、国際基準に基づいた教科書の製作や、教師の地位向上、専門的な能力の開発を進めるものですが、日本の学校教育にも共通する課題だと感じます。

教育はその国の未来を映す鏡であり、もし教育に何か歪みがあるなら、それは未来を蝕みかねません。ウズベキスタンの教育はどうなのか。色々なところでお話しをお聞かせ頂きましたので、次回以降ここに記していきたいと思います。

会員　白村　直也

読者アンケートにご協力お願いいたします

ただいま読者アンケートを実施しております。読んで面白かった記事や、今後掲載してほしい記事などをぜひお聞かせください。設問は全7問、所要時間は約5分です。

回答は右のQRコードからインターネットにアクセスいただくか、愛知県連事務所に用意したアンケート用紙に記入をお願いいたします。2024年12月末まで実施しております。

※現在、回答数が非常に少ない状況です。ご協力の程宜しくお願いいたします。